

「美容医療」に関する提出資料

2015年11月6日

消費者庁

I. 美容医療に関する議論の現状

- 消費者トラブルが増加している美容医療契約に関し、役務が継続的に提供されるものについて特定商取引法の特定継続的役務として規制対象とすることに対して、委員からは肯定的な意見が多く出された。今後、業界の実情を十分に踏まえつつ、更なる検討を行うこととなった。
- 残された論点である、規制対象範囲の考え方、損害賠償額等の上限（法第49条2項）、関連商品（法第49条5項）等のうち、「規制対象の範囲をどのように考えるか」について、Ⅱのとおり議論のたたき台をご用意させていただいた。
- また、手術をはじめとした一回限りの施術については、個別業法等による対応は別として、特商法の特定継続的役務提供類型でとらえることは法制上困難であると考ええる。

（参考）特定商取引法専門調査会中間整理 関連部分抜粋

4. 特定継続的役務提供における規律について

（美容医療契約の取扱いについて）

（1）特定商取引法においては、有償で一定期間以上の期間にわたり継続的に提供される役務であって、①消費者の心身又は身上に関する目的の実現をもって誘引が行われるもの、②役務の性質上目的が実現するかどうかは確実ではないものの、いずれの要件にも該当するものとして政令で定めるものを特定継続的役務として位置付け、書面交付等の行為規制を設けるとともに、クーリング・オフ、中途解約等の民事ルールを置いているところ、現在、政令により、いわゆるエステティック、語学教室等が特定継続的役務として定められている。

（2）美容医療契約に関しては、近年、不適切な勧誘や解約等に関する消費者トラブルが増加している。これを受け、委員からは、美容医療契約のうち役務が継続的に提供されるものについて、エステティックとは区別をしてトラブルに対処する観点から、特定商取引法の特定継続的役務として規制対象とすることに対して肯定的な意見が多く出された。

今後、業界の実情を十分に踏まえつつ、更なる検討が行われる必要がある。

なお、委員からは、継続的とはいえない一回限りの施術についても消費者トラブルが存在することから、上記のように特定商取引法における対応を図るとともに、個別業法における対応についても検討すべきとの意見も出された。

Ⅱ. 規制対象の範囲について

1. 規制対象の考え方

①「美容の向上を主たる目的として行う医療行為」を規制対象としてはどうか

ある施術については、消費者が美容と認識していても、医学的観点から健康状態の改善のため、施術の必要性が認められる場合もあり得る。美容の向上に資する医療行為の中には、消費者の健康状態の改善に一定の役割を果たすものがある。

このような施術に特商法の規制に加えた場合、例えば、クーリング・オフ規定の存在によってクーリング・オフ期間が経過するまで施術を開始しないという判断が促進されたり、損害賠償の上限規定の存在によって有効だが高額な施術が抑制されたりする等、消費者の健康の観点から望ましくないインセンティブを役務提供事業者にあたえる可能性がある。よって、このような施術は対象とはせず、「美容の向上を主たる目的として行う医療行為」に対象を絞ることとするのはどうか。

前述のように、消費者が美容と認識していても、医学的観点から健康状態の改善のため、施術の必要性が認められる場合もあり得ることから、規制の対象となる場合については、基本的には消費者と役務提供事業者（医師等）の双方が美容の向上を主たる目的として行う医療行為であると認識していることが必要であると考えてはどうか。もし、このような考え方を採用した場合、例えば以下の施術は美容の向上を主たる目的としないことが通例であるため、特商法の規制対象にはならないものと考えられる。

例： 怪我の治療、悪化の懸念があり健康状態の改善のために必要な皮膚炎の治療、
がんの懸念のあるほくろ除去、肥満症の食事療法

ただし、役務提供事業者が美容の向上を主たる目的としていることの認識があるかどうかについては、客観的に判断されることを想定している。例えば、役務提供事業者が美容の向上を主たる目的として施術を行ったにもかかわらず、特定商取引法の規制から逃れるために「当該施術は美容の向上を主たる目的とはしておらず、専ら患者の健康状態の改善を目的として行ったものである」等の主張を行うケースについては、医療機関における説明や広告等で美容の向上を主たる目的として掲げている場合には、当該消費者に行った施術について美容の向上以外の目的で行ったことを合理的に説明できない限りは、美容の向上を主たる目的としたものであると推定されるものと考えられる。

なお、美容の向上を行うことで、自らの外見を要因とした消費者の精神的疾患（うつ病等）を改善しようとする場合については、最終的な目的は健康状態の改善であるものの、第一義的には美容の向上を目的としていると考えられることから、当該規制の適用があるものと整理することでどうか。

②対象となる役務を列挙する方式にしてはどうか

対象となる役務を明確にするため、対象となる役務を皮膚関係の施術や体型関係の施術など、特定継続的役務提供におけるいわゆるエステティックの規定のように列挙する方式にしてはどうか。①の考え方を前提とした上で、対象となる役務は消費者相談の状況等に鑑み、美容の向上を主たる目的として施術される医療行為であって、当該医療行為の回数が複数回となることが通例である施術を対象としてはどうか。たとえば、以下のような施術はどうか。

- ・ 皮膚関係の施術
 - … 脱毛、美顔（シミ・ニキビ・ニキビ跡・ほくろ・しわ・たるみ除去（レーザー・光、ダーマローラー、ピーリング等）、刺青除去、涙袋形成）等を想定。
- ・ 体型関係の施術
 - … 痩身（脂肪溶解注射等）・豊胸等を想定。
- ・ 育毛・増毛関係の施術
 - … 薄毛治療（注射・塗り薬・投薬等）を想定。
- ・ 体臭関係の施術
 - … 腋臭・多汗症治療（ボツリヌス療法等）を想定。
- ・ 歯科関係の施術
 - … 歯のホワイトニング（漂白）、歯科矯正を想定。

※ 政令上の具体的な文言については法制的な検討を要する

③期間・金額について

特定継続的役務提供は長期・高額な役務を対象としているため、消費者相談の状況等に鑑み、1ヶ月・5万円を超える役務を対象としてはどうか。現行法の特定継続的役務提供の解釈として、支払いを都度払いにしている場合は、基本的に規制の対象とならないと考えている。ただし、都度払いにしていたとしても、契約の離脱ができない場合（契約の期間が一月以上であり、期間内の解約が特約で制限されていたり、高額の違約金が設定されていたりする場合）については、規制の対象となる可能性がある。美容医療についても同様に考えることが想定される。

通常、手術については役務の提供期間が1ヵ月を超えることがほとんどないと考えられるが、脂肪除去手術等を複数回にわけ、1ヶ月以上にわたって行う場合、対象となる可能性がある。

2. 論点

- 1. において示した規制対象の考え方は、継続的な美容医療トラブルに対応するのに十分な範囲となっているか。
- にきび治療や矯正治療（歯列を整える施術）については、消費者側の認識としては美容の向上を目的として施術を受けることがあるが、消費者の健康状態の改善に一定の役割を果たすと医師側が判断して役務提供することもあるのではないか（炎症の悪化防止や咀嚼機能・発音機能の改善等）。これらを②で列挙する役務に含めることは適当か。
- 規制を導入することによる事業者への影響をどのように考えるか。